所定疾患施設療養費の算定状況（公表）

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に算定されます。

対象となる入所者の状態

・肺炎　・尿路感染　・帯状疱疹　・蜂窩織炎　・慢性心不全

上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する１０日間を限度とし、月１回に限り算定いたします。

また、厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

〇算定状況：介護老人保健施設ケア：ステージ氏家

令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	件数	4	5	3	4	1	1	12	3	4	3	2	7
	日数	37	44	22	36	10	10	99	22	37	30	18	60
尿路感染	件数	9	11	3	3	7	13	13	7	8	8	6	9
	日数	78	95	25	21	59	92	95	51	60	65	35	58
帯状疱疹	件数	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	日数	0	10	5	5	0	0	0	10	0	0	0	20
蜂窩織炎	件数	0	5	6	10	9	8	5	6	4	4	7	4
	日数	0	30	51	74	72	66	55	37	35	25	51	35
慢性心不全	件数	2	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	3
	日数	14	10	3	4	0	0	0	10	0	0	10	16